

平成 16 年 6 月 22 日

**いわゆる偽造キャッシュカードによる預金等引出し
における被害届提出に係る申し合わせ**

全 国 銀 行 協 会

「いわゆる偽造キャッシュカードによる預金等引出し」については、昨年来、一部報道で取り上げられている。

当協会では、昨年度、暗証番号の管理徹底について注意を促すポスター・ステッカーを作成し、注意喚起を行っているところであるが、お客さまに安心して銀行をご利用いただくためにも、本件の一日も早い説明がなされることを切に望むところである。

以上を踏まえ、会員銀行における捜査当局への円滑かつ積極的な協力体制を確認するため、下記のとおり申し合わせる。

記

ATM 管理銀行（出金銀行）において、「いわゆる偽造キャッシュカードによる預金等引出し」を確認した場合には、速やかに所轄の警察署へ連絡のうえ、ATM 管理銀行（出金銀行）からすべて「窃盗罪」による被害届を提出する。

ただし、お客さまの強い要望があるなど、ATM 管理銀行（出金銀行）が被害届を提出した後も、なお、お客さまの取引銀行（勘定銀行）において被害届を提出することが必要な特段の事情がある場合には、お客さまの取引銀行（勘定銀行）から、「支払用カード電磁的記録不正作出罪」等、関連する別の犯罪による被害届の提出を妨げるものではない。

なお、ATM 管理銀行（出金銀行）からの「窃盗罪」による被害届提出後、取引銀行（勘定銀行）から「支払用カード電磁的記録不正作出罪」等、関連する別の犯罪での被害届を提出する場合には、捜査当局における関連事件の把握に資するため、当該被害届に、お客さまの取引銀行（勘定銀行）において、「別途『窃盗罪』による被害届が ATM 管理銀行（出金銀行）より提出されている」等付記する。

以 上